

違反となる事例から学ぶ マイナンバー管理の留意点

マイナンバーの管理に関して問題がある事例を6つ挙げ、適切な管理方法のポイントを解説します。

事例① 書類のマイナンバー部分を 隠さずに本部に送付した



金

融機関には、マイナンバー法や個人情報保護委員会が

定めるガイドラインに基づき、厳格な安全管理措置の下、マイナンバーを管理することが求められています。

例えば、マイナンバーが入っている電子媒体を持ち運ぶなら、「データの暗号化」「パスワードによる保護」「施錠できる搬送容器の使用」などを行う必要があるでしょう。同様に書類等を持ち運ぶのであれば、「封緘」「目隠しシ

ルの貼付」などを行わなければなりません。

漏えいのおそれがある

多くの金融機関では、通知カード・マイナンバーカードのコピーや個人番号届出書に記載されたマイナンバーの部分には、目隠しシールの貼付を行うなど厳重なマスキングを行ったうえで、本部や事務センターに送付することが求められています。本ケースのように当該書類のマイナンバー部分をシ

ポイント

マイナンバーの記載部分は容易に判明しないような措置を必ず実施



事例② お客様の個人番号届出書等を 所定の場所に保管しなかった

本

ケースは、個人番号届出書等を金融機関内で定められた所定の場所で保管していないことにより、お客様のマイナンバーが外部に流出してしまうおそれがあることが問題です。

マイナンバー法のガイドラインにおいて、事業者はマイナンバーを取り扱う情報システムを管理する区域（管理区域）およびマイナンバーを取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）を定めて、物理的安全管理措置を講じることが求

められています。

「管理区域」については、入退室管理および管理区域へ持ち込む機器等の制限等が必要です。また、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられます。

「取扱区域」については、壁または間仕切り等の設置および座席配置の工夫等が必要です。

また、管理区域および取扱区域においてマイナンバーを取り扱う機器、電子媒体および書類の盗

難・紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講じることが求められます。

具体的には、マイナンバーを取り扱う機器、電子媒体または書類を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管したり、マイナンバーを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合はセキュリティワイヤー等により固定したりすることが求められます。こうした厳格な安全管理措置を担当者も理解し、本ケースでも個

漏えいには厳罰が規定

ちなみにマイナンバー法によりマイナンバーを不当に提供した場合などには、厳しい罰則が課せられます。

個人番号利用事務等に従事する者または従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った、個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル等を提供した場合は、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれらの併科となります（第48条）。マイナンバーを不正な利益を図る目的で提供・盗用した場合は、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金、またはこれらを併科する旨が規定されています（第49条）。

ポイント

自行車のルールを踏まえて施錠できる場所等必ず管理を行う